

山田みやこの活動報告

令和4年4月27日(水)

栃木県婦人相談員勉強会

「婦人保護事業について～婦人相談員の観点から」に参加

主催 栃木県婦人相談員連絡協議会

講師 池田 美智子氏(全国婦人相談員連絡協議会 前副会長)

婦人保護事業について現在までの流れと、婦人相談員として基本的な姿勢、考え方、さらに新たな女性支援法に向けての提言について全国婦人相談員連絡協議会前副会長の池田美智子氏より講義を受けた。

婦人相談員に混ざって婦人相談員さんの処遇や専門性を充実すべきという想いを持っているため、良い機会なので参加した。

1. 栃木県の認定NPO法人ウィメンズハウス・とちぎ制作のDVD「私の生はわたしのもの」を上映(戦前から日本の女性の海外での生き様を史実をもとに作成したDVD)

2. 婦人保護事業について「売春防止法『第4章』から女性を包括的に支援する法律制定へ」

①婦人保護事業の法的根拠

○1958年施行の売春防止法

売春防止法は誰を処罰するのか、売春するため声をかける女性「勧誘罪」裁判で執行猶予がついた20歳以上の女性は婦人補導院へ6ヶ月収容。

売春防止法成立により廃娼運動が「婦人保護事業」として法的裏付け。

人権の視点はないものの日本でただ一つ女性を支援する事業である。時代の変容と相談ニーズの多様化に伴い、女性全般の相談支援となってきている。

離婚・DVの相談が増えてきた。2001年10月DV防止法施行後、婦人保護事業はDV・人身取引・ストーカー被害についても対象となった。

②婦人保護事業の見直し—新法への過程—

「保護更生」「補導」という視点から売買春を生み出す社会の仕組みが問われないうまま、女性個人に責任を集約させてきた。

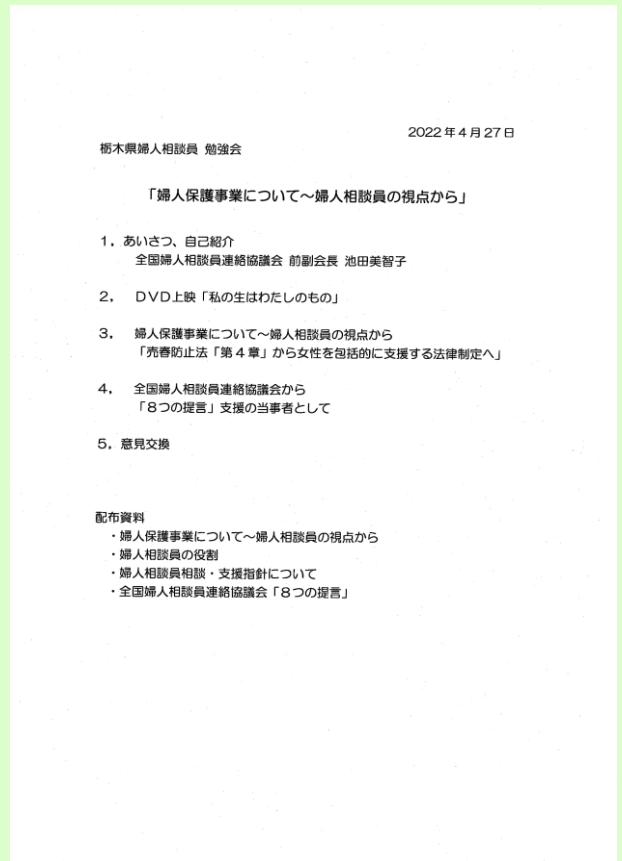
平成11年「要保護女子」という用語を廃止し「対象者」と改めた女性の自己決定権を尊重した相談・支援への転換となった。

平成25年 民主党政権時、支援を必要とする女性の実態に即した支援を法的措置も含め抜本的見直しが必要とされたが、自民党政権になり見直しが断ち切られた。

平成29年 厚労省の婦人保護事業見直しの全国調査が実施され、令和元年10月 中間まとめが出された。多様化する困難を抱える女性への専門的な支援の必要性から「保護更生」をなくし、新法に変えていく方向となった。

令和2年12月「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、売春防止法の見直し検討となった。

令和3年5月「困難な問題を抱える女性への支援の新たな法的枠組み骨子」が出され、令和4年4月 参議院厚生労働委員会において法律草案趣旨説明会が行われ、政府は異議なしとなった。



③新たな女性支援法における全国婦人相談員連絡協議会の8つの提言

- 1) 新法の対象は全ての女性胃を支援対象とする
- 2) 売春防止法の改正
- 3) 国・基礎自治体の責務の明確化
- 4) 基礎自治体における婦人相談員の明確な位置付け
- 5) 婦人相談員の認定制度化
- 6) 婦人保護施設の利用
- 7) 民間団体との連携
- 8) DV被害者支援と児童虐待支援との連携強化

※この研修に参加して婦人相談員という職種は詳細に公表できないけれど、女性が女性を支援し続け、手放さないことで複雑な深い困難の根を断ち切ることを行っている。

女性の困難は社会の問題であっても広く理解されない。しかし女性の困難を理解することで社会を変えることができるはず。婦人相談員は行政の中でやれることは限られているが力を尽くすことで、なかなか評価されづらいけれど自分自身への満足は感じているように見えた。